

よくある質問

Q 24時間体制とありますが、必ず専従の職員を配置しなければならないのですか。

A 社会福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人を配置することとなっていますが、在宅介護支援センターは、介護サービス事業所等との併設が望ましいとされています。これは、在宅介護支援センター職員が訪問等で不在の際に、併設施設から支援を想定しているためです。また、夜間（17時～翌日8時30分）は、電話相談のみの対応としておりますので、併設施設の夜勤者、当直者での対応を可としています。なお、在宅介護支援センター職員は、業務に支障がない場合は併設施設の業務兼務は可能としています。

Q 在宅介護支援センターは必ず他施設と併設しなければならないのですか。

A 他施設との併設が望ましいのは上記質問の回答の中にありますとおり、在宅介護支援センター職員が不在時や夜間時に併設施設の支援が必要になるからです。ただし、併設していなくても同等の支援体制があればこの限りではありません。（代替職員の配置や電話転送など）

Q 在宅介護支援センターの主な業務を教えてください。

A 柳川市在宅介護支援センター（大和町地区）運営事業者募集要領や柳川市在宅介護支援センター運営事業実施要綱にも記載をしておりますが、主に「独居高齢者等宅訪問業務」、「相談業務」、「申請代行業務」、「サービス調査業務」がメインとなります。

Q 年間の業務実績を教えてください。

A 平成28年度の全在宅介護支援センターの平均でお答えします。「来所相談」が20件、「電話相談」が150件、「訪問相談（独居高齢者等訪問業務も含む）」が400件、「調査業務（申請代行業務も含む）」が75件となっています。